

【収納事務委託事業者及び指定納付受託者の指定について】

令和7年度

収納事務委託事業者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第5号の規定に基づき、
次のとおり歳入の収納事務を委託しました。

※受託者が運用するインターネットシステムを利用して納付される寄附金の収納

名称	住所
(株) トラストバンク	東京都品川区上大崎3-1-1
楽天グループ (株)	東京都世田谷区玉川1-5-2
特定非営利法人FC.ISE-SHIMA	三重県志摩市阿児町鶴方3136-21

指定納付受託者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、
次のとおり指定納付受託者を指定しました。

※クレジットカード等キャッシュレス決済により歳入等を納付する場合における決済代行業者が該当

名称	住所
(株) 三十三カード	三重県四日市市幸町2-4
(株) 百五カード	三重県津市栄町3-123-1
(株) DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
(株) トラストバンク	東京都品川区上大崎3-1-1
楽天グループ (株)	東京都世田谷区玉川1-5-2
特定非営利法人FC.ISE-SHIMA	三重県志摩市阿児町鶴方3136-21